

○横瀬町学校給食費助成金支給要綱

平成23年3月22日

教委告示第5号

改正 平成24年12月17日教委告示第16号

(目的)

第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小・中学部に在籍している児童又は生徒(以下「在籍児童等」という。)の学校給食に係る経費の一部を助成することにより、保護者(法第16条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するとともに、学校教育の充実に資することを目的とする。

2 前項の助成金の支給に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(助成の範囲)

第2条 この告示による学校給食費助成金(以下「助成金」という。)は、2人以上の在籍児童等を有する保護者に対し、2人目以降の学校給食費を助成するものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条に規定する学校給食費とし、小学生にあつては1人につき月額3,500円、中学生にあつては1人につき月額4,100円を限度とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部若しくは一部の給付を受けた場合又は欠食等による返金等を受けた場合には、当該金額を差し引いて得た額とする。

(受給資格)

第4条 助成金を受けることができる者は、毎年3月26日又は9月30日(以下「基準日」という。)において町内に住所を有し、生活実態がある在籍児童等の保護者であつて、学校給食費を滞納していない世帯に属するものとする。

(支給の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、横瀬町学校給食費助成金支給申請書(様式第1号)を、町長が指定する日までに提出しなければならない。この場合において、横瀬町立小・中学校以外の学校に在籍する児童又は生徒の保護者については、在籍証明書(様式第2号)を添付しなければならない。

2 前項の申請の対象期間は、前条に規定する基準日が、3月26日のときにあつて

は前年の10月1日から3月26日まで、9月30日のときにあつてはその年の4月1日から9月30日までとする。ただし、転入者にあつては住民登録を行った日から直近の基準日までとし、転出者にあつては直前の基準日の翌月1日から転出日までとする。

3 前条に規定する基準日のうち3月26日の助成金申請は、9月30日基準日の学校給食費の助成金申請をしていない場合であつて、3月26日基準日において学校給食費の滞納がない場合に限り、9月30日基準日の対象期間も同時に申請できるものとする。

4 町長は、第1項に規定するもののほか、特に必要と認める書類があるときは、申請者に対して当該書類の提出を求めることができる。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容及び添付書類を審査のうえ、助成金の支給の可否を決定し、横瀬町学校給食費助成金支給決定通知書(様式第3号)又は横瀬町学校給食費助成金不支給決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 町長は、前条の規定による支給決定を受けた申請者(以下「受給者」という。)に対し、速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 第2条又は第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。